

「三年貸す」の顛末

—「月日ゆハれる事をそむいた」人々の明治8年陰曆8月26日—

『稿本天理教教祖伝』
(以下『稿本』と表記)
—ごく簡略な「こかん」
に関する記述—

『稿本』はおはるが亡くなった記事の後、何の説明もなく、こかんの事として、「縁付く」ように勧められ、「理と情との間に悩んだ」と記しています。そして、明治8年の御苦勞の話から小寒の死後に教祖と対面する状況が描かれています。しかしこれでは、悩みが何だったのかが分かりません。「理と情との間」の悩みとは具体的にどんなことだったのかの説明が省かれているのです。

明治五年六月十八日には、梶本惣治郎妻おはるが、四十二歳で出直した。(P108)

—中略—

明治八年夏の頃、永年、教祖と艱難苦勞を共にしたこかんが身上障りとなり、容態は次第に重くなった。

月日よりひきうけするとゆうのもな もとのいんねんあるからの事 11-29

いんねんもどふゆう事であるならば にんけんはぢめもとのどふぐや 11-30

魂のいんねんにより、親神は、こかんを、いつ／＼迄も元のやしきに置いて、神一条の任に就かせようと思召されて居た。しかし、人間の目から見れば、一人の女性である。人々が、縁付くようにと勧めたのも、無理はなかった。こかんは、この理と情との間に悩んだ。 —中略—

明治八年夏から、秀司並びにこかんの身上障りと、門屋の内造りとが、立て合うた上に、九月二十四日（陰曆八月二十五日）には、教祖と秀司に対して、奈良県庁から差紙がついた。明日出頭せよ、との呼出しである。／ 教祖は、何の躊躇もなくいそ／＼と出掛けられた。教祖の付添いとしてはおまさ、折から患って居た秀司の代理としては、辻忠作が出頭した。安達源四郎は村役人として同道した。こうして、教祖は、初めて奈良へ御苦勞下され、種々と取調べを受けられた。／ 抑々、天理王命というような神は無い。一体どこに典拠が有るのか。何故病気が治るのか、などと質問した。それは山村御殿の時と変らなかつたが、辻忠作に向っては、当時普請中の中南の門屋に就いて、経費の出所を訊いたので、これに対して忠作は、中山様より出された。と、答えた。／ 教祖に対しても、種々と難問を吹き掛けた。教祖は、これにたいして一々、明快に諭されたが、当時の役人達には、形の普請が心のふしんの現われである事など、とても了解できなかつた。／ 九月二十七日（陰曆八月二十八日）、こかんが三十九歳で出直した。この報せに、御苦勞中の教祖は、特別に許可を受けて、人力車で帰られると、直ぐ、冷たくなったこかんの遺骸を撫でて、／ 「可哀相に、早く帰っておいで。」／と、優しく犒われた。／ 九月（陰曆八月）の取調べの結果は、その年の十二月になって、教祖に対し、二十五銭の科料に処すと通知があった。（『稿本天理教教祖伝』P132.「第六章ちば定め」）

『ひながた紀行』は1989年に「みちのとも」に連載された『稿本』の解説書です。1987年に八島英雄氏の『中山みき研究ノート』が出版され、教内に「教祖伝」に対する関心が高まっていた時期とも言えるかもしれません。ここには、おはるが亡くなってこかんが理と情のはざままで悩み病気になるってしまう理由の説明が『稿本』よりは詳しく書かれています。そのポイントは「三年の暇を与えられた」というところにあります。こかんが梶本の世話に行くについて、教祖とこかん、その周辺の人々の間には3年だけという約束があったのです。これを知らないと、「おふできき」に示される教祖の思いを理解することは困難です。

おはるの出直しは、明治五年陰暦の六月十八日。あとに残された子供のなかには、真之亮はじめ三男二女がおり、生まれて間もない乳飲み子もいた。／ そうした状況を見るに見兼ねたのであろうか。以来、こかんは、櫛本の梶本家へ出入りするようになった。この時、教祖は、こかんに三年の暇を与えられたと伝えられている。／ 最初は手伝いのつもりであったのかもしれない。しかし、一年、二年、三年と世話するうちに、子供たちもこかんになついてくる。そうすると、お互いの心に家庭的な温かい情が生じてくるのも自然といえよう。／ 世間一般では、嫁いでいた姉が亡くなった場合、その妹が後添いとして納まる例が多かった。こかんは明治八年当時、三十九歳であったが、まだ独り身であり、周囲でも、そうなることを望む者は多かった。

しかし、教祖は、それを望まれなかった。おふでききにも、／ 「月日よりやしろとなるを二人とも べつまへだてゝをいでもろたら」 (九 5) ／ 「なにゆうもそれよりしかとうけよふて たすけするぞやしかとみていよ」 (九 6) ／ とあるように、元初まりの魂のいんねんにより、こかんを元のやしきに置いて、神一条のつとめに就かせようと思召されていたからである。

事実、それまでこかんは、すでに述べてきたとおり、常に教祖のお側にいて、教祖と人々との取次の役を果たし、若いながらも人々を教え導いてきていた。「若き神」と称される所以であろう。／ この理と情のはざままで、こかんは悩んだことであろう。悩みながらも、その情断ちがたく、梶本家へ出向く日は続いたようである。／ そして、明治八年の夏ごろから、身上に伏せってしまったのであった。／ これについては、明治八年の六月以降に筆を執られたおふでききの第十一号にも、多くしるされてある。

ふしというものは立て合うもので、こかんに加え、秀司も身上の障りとなったところへ、九月二十四日（陰暦八月二十五日）、教祖と秀司に奈良県庁から、突然、明日出頭せよ、との差紙が初めて来た。／ 毎月陰暦の二十六日には、おつとめがつとめられ、人々が集まるので、その日を目当てに、教祖をおやしきから連れ出そうとする当局の意図がうかがえる。しかし、教祖は、いそいそと出掛けられ、取り調べに応じられた。／ 梶本家からおやしきへ戻り、養生の身であったこかんの危篤、出直しの訃報が入ったのは、取り調べ三日目の九月二十七日のことであった。その時の教祖のお心、あるいは出直す直前のこかんの胸中は、いかばかりであったろうか、察するに余りあるものがある。▽ (次頁へ続く)

保釈が認められても、どうしたわけか教祖は、即刻、おやしきへ帰ってはおられない。『ひとことはなし』によると、「堺虎」という郷宿に泊まられて、宿の主人に神様の話をされている。そこに、いついかなるときにも私情を越えて、神一条、たすけ一条に徹しきられる教祖のお姿が拝察される。／ おやしきに帰られたのが、何日であったのかははっきりしないが、教祖は、こかんの亡きがらをなでて、「可愛相に。早く帰っておいで」とやさしくねぎらわれたという。

しかし、こかんの身上、ひいては出直しについて、おふでさきでは、／「にんけんハあざないものであるからに 月日ゆはれる事をそむいた（十一36）／と、かなり厳しいお言葉をもってしるされている。／ ここでただ、親神の思召にそむいたからということだけでなく、このこかんの出直しに対しては、もっと深い神意を求めなければならないのではなかろうか。（『ひながた紀行－天理教教祖伝細見』P178. 道友社編. 発行）

小寒は妊娠していた－「小寒子略伝」

「小寒子(二)略伝」は『増野鼓雪全集』に入っています。この「略伝」は一時期教内では「読んではならない」本ということになっていました。なぜそのような扱いをされたのかというと、「三年の間貸す」ということに加え、「妊娠してをられた小寒殿」、また「流産せられ」という記述があることによると思われます。おはるの亡き後梶本惣治郎の後妻に行ったこかんは惣治郎の子を宿し、理と情のはざままで悩む中で流産し、その後遺症で身上(病気)になったのです。それでも教祖はその事実を認めたくえで、「おやしき」に戻ることを求め続けます。

帰幽 御教祖の三女にして櫛本村の梶本家へ嫁せられた春子殿が、明治四年（※実際は五年）三人の子を残して、遂に帰らぬ旅に赴かれた。其の翌朝御教祖は、一人梶本家へ行き給うた。／ 小寒殿が姉春子殿の死を、深く痛み給うたのは当然であるが、それにも増して姉の遺子が、行く末如何になり行くやと、同情の涙に暮れ給うた。其の時梶本家からは、小寒殿を後妻として迎へたき旨申し込まれた。

其の頃中山家では秀司殿の内室松枝殿が、一家の主婦として万事処理してをられた。従前主婦の地位にあつた小寒殿は、最早中山家としては隠居同様の身である。唯御教祖に奉仕して、其の世話をせらるゝのみが、為すべき凡てであつた。／ 梶本家からの申込に對して、御教祖は『小寒は此の屋敷から出るのやない出すのやない』と仰せられて、極力反対し給うたのである。然し小寒殿の心は右の様な事情から次第に梶本家へ傾いて行つた。御教祖は、最早小寒殿の心を引留むる術なしと観て、這に『三年の間貸す』と仰せになって、梶本家へ遣られたのである。／ 梶本家に於ける小寒様は、神棚に向つて時々扇の伺をなされたり、山伏等の質問に答へられたり、時には神懸もあつたとの事であり、其の時の扇は今尚梶本家に保存せられてある。v（次頁へ続く）

三年の月日は夢の如く過ぎた。御教祖は一日も早く小寒殿の帰られるのを待たせ給うた。けれども**既に妊娠してをられた小寒殿は、中山家へ帰るのを好まれず、況(ま)して梶本家では帰す心は更に無かつた**のである。／ 其所に神意と人意との大きい矛盾がある。見許し聞逃してをられた神様も、遂に心得違を諭されるべき時が来た。小寒殿は明治八年六月末に至つて、**流産せられてから病床に親しむ身となられた**。／ 病気になつては人力で如何ともする術が無い。小寒殿は遂にお地場へ帰つて来られたのである。其の頃御教祖は御筆先に於て『月日より社となるを二人とも、別間隔てて置いてもろたら』と仰せになつたのである。然しこれは遂に実現せずに終わった。／ 斯く小寒殿は再び御地場の人となられたのであるが、其の心は元の小寒殿ではなかつた。御筆先に於ても『病気ではない心違ひや』『月日受合うてしかと助ける』とも『三日目には外へ出るやう』と、種々様々にお諭しがあつたけれども、小寒殿の心は再び取直すことはできなかつた。

同年九月奈良縣廳より取調べの筋があるから、秀司殿同道出頭せよとの命があつた。御教祖は秀司殿の代理辻氏と共に罷り出られたところが『妄りに衆庶を参拝せしめ人を惑すは不都合である』と云ふ理由で、御教祖は三日間辻氏は五日間拘禁せられた。

其の御教祖の留守中、即ち9月二十七日、小寒殿は遂に永久の眠りに入られた。三十九年の生涯の長き間、殆ど御教祖の御側を去らず、奉仕の生活を送られたのに、その死に臨んで母の面影にも接せず、冷たき留置所の母上を慕うて、帰霊せらるゝ時の心は、如何に残念なものであつたらう。／ 翌日御教祖が御帰宅になつて、既に冷たい小寒殿の額を撫でて『長らくの間よく仕へて呉れた、死んでも何處へも行くのやない、蟬の抜殻も同じこと、魂は此の屋敷に留まつてゐるのや、又早く帰つてお呉れ』と仰せられた。そして厚く葬儀を営んで善福寺へ葬り給うた。（「小寒子略伝」『増野鼓雪全集22』P23. 1928～29）

「3年だけ」と記す『正文遺韻』

小寒様御逝去　／　明治八年九月廿七日、若き神さんと呼び奉りたる小寒様、御死去被遊。是より前、明治五年姉春子様、赤児をのこしてみまかりし故、その赤児を養育する為に、来てくれとの頼みにより、御教祖様、御許しあらざるに、小寒様は無理にもゆきたいと被仰、教祖様の御止めに成るを聞かざりしかば、仰せらるゝには、／『夫では三年だけやで、三年の後には、赤ききものをきて、上段の間へ坐つて、人に拝まれる様になるのやで』／と御咄しあり。／ 其時は、何のさとりもなく、もしも、そんな事になる様やつたら、どうぞ止めて下されや。わしや、そんな事かなわぬさかいに、とある人々にたのみたりしと。然るに、梶本様へ行きて、のちぞひ同様にくらしけるより、遂に神様の思召にそむき、よぎなくみまかるに立至り、はしなくも人に拝まるゝ様になるとの仰せに帰したり。（『正文遺韻』昭和12年版P120. 『改訂正文遺韻』復刻版P109）

「おふでさき」に示された「3年貸す」の教祖の思い

おはるの死後、こかんが梶本惣治郎の後妻に行くに際し、教祖は「3年貸す」と条件を付けられました。ではその条件は「おふでさき」の中でどのように示されているのでしょうか。明治6年暮れから8年夏の頃までに書かれた3～11号について具体的に見ていきましょう。

3号8, 9
「しんのはしら」
は「こかん」

「おふでさき」3号には道の後継者の意味と思われる「しんばしら、しんのはしら」という言葉があり、その意味を定めているのが『おふでさき註釈』（以下『註釈』）です。ところが『註釈』が出来た昭和3年の翌年に「真柱＝こかん」とする説を記したものがあります。

三号8. しんぢつに神の心のせきこみわ しんのはしらははやくいれたい

9. このはしらははやくいれよとをもへども にごりの水でところわからん

【註釈】《九、この柱を早く入れたいと急いでいるが、皆の心が澄んでないので、入れる事が出来ぬ。／註 当時、かんろだいの模型は出来て居たが、その立てられるべきぢばは未だ定まっていなかった。又、親神様は中山家の後継者にしてお道のしんばしらたる可き人を、櫛本の梶本家の三男真之亮様に決定しておられて、早くおぢばに定住させたいと思うておられたが、そばな者はこの親神様の胸の中を悟らず、各々勝手な考えを抱き、皆の者が一致していなかった事を、仰せられたのであるという。》

教会本部編「おふでさき」が注釈付きで公刊された翌昭和4年に出版されたのが、『神の実現としての天理教』です。この本は平凡社という一般書店から出ています。その中、3号8については、「註釈」とほぼ同内容です。また、11号31の「このもの」を「こかん」とするのも「註釈」と同じですが、ここに『道の真柱』と定められたる小寒子」と記しています。

3号8のお歌が書かれたのは明治6年暮れで、「新治郎(真之亮)」は8歳でした。また中山家に入籍するのは明治14年で特に周囲の反対もなかったようで、「註釈」の9のおうたの説明の意味がよく分かりません。そこでここも「こかん」の意味にすると、梶本に行って「おやしき」にいないということで、8, 9がつながってきます。

三号 八. 九 (一略一) 「真の柱」とは、教祖から天職を授けらるゝ道の中心人物である。教祖の御思召は初めから其の御長女春子が櫛本の梶本家に入嫁して生まれたる、其の御外孫梶本新治郎主にあつたのである。然るに中山家の親族及び御弟子達が、これに反対したのは、私情私見に囚はれたからである。私情私見は埃りにして、到底神の御意とは一致しない。(『神の実現としての天理教』P173. 中西牛郎. 平凡社. 1929(昭和4))

十一号 三一 このものに月日よろづのしこみするそれでめづらしたすけするのや。

三二 このことは一寸のことやおもうなよこれ日本の古記なるのや。

神に生まれ、教祖に愛せられて、将来「道の真柱」と定められたる小寒子が、三十九歳にして迎へ取られたのは何を意味するか。蓋し神意に違背するものは、何人にてても斯の如くなるべしといふ神の御思召を知らせんがためである。これを普通人間にすれば、三四十歳以下にて死するものは、あり勝ちのことにしても、左程注意に値ひするに足らざるも、ただこの出来事が、教祖の御愛女にして深く神に眷顧せられたる小寒子に起つたので、注意すべき事実となったのである。愚意を以てこれを考ふるに、小寒子の死は、神がその賞罰の大公至正なることを実証し給はんがために、故(ことさ)らに斯くなさしめ給うたのではあるまいかと思ふ。然らば小寒子は、後必ず出直し来って「道の真柱」となり給ふべき日が到来するかと信ぜらるゝ。「日本の古記」中の重大なる一大事実であると宣給ふ所以は、蓋しこゝにあるのである。(『神の実現としての天理教』P233. 中西牛郎. 平凡社. 1929)

3号28, 29 - “こかん”を早く返せ！

28. 人のものかりたるならばりかいるで
はやくへんさいれゑをゆうなり
29. 子のよなきをもふ心ハちがうでな
こがなくでな神のくときや
30. はや／＼と神がしらしてやるほどに
いかな事でもしかときゝわけ
31. をや／＼の心ちがいのないよふに
はやくしやんをするがよいぞや
32. しんぢつに人をたすける心なら
神のくときハなにもないぞや
33. めへ／＼にいまさいよくばよき事と
をもふ心ハみなちがうでな

通説は「かしもの・かりものの教理」

ここ（28）に貸借のたとえをもってお話しされた真意は、40（たん／＼となに事にてこのよふわ 神のからだやしゃんしてみよ）、41（にんけんハみな／＼神のかしものや なんとをもふてつこているやら）に明らかとなるが、かしもの・かりものの教理を暗示している。／ 29—39には、当時教祖を慕って出て来た人に対して、これからのたすけ一条の道（救済の道）のために、たすけ一条の心になるようにお諭しをされる。この場合、二号11【※2-11とは、「一寸はなしのぼせかんできゆうている やまいでハない神のせきこみ」で、これは、註釈では辻忠作の妹の発狂のことを云っているとして】にあったように、史実に関連してお話が始まるので、子供の夜泣きに悩んだ信者を話の糸口としている。（『おふでさき通訳』芹沢茂. 1981. P76）

『おふでさき註釈』には、3号28に「註」が付けられていません。通説として『おふでさき通訳』では「かしもの・かりものの教理を暗示している」とされていますが、はたしてそうでしょうか。

明治5年に梶本家に嫁いでいた三女のおはるさんが亡くなり、こかんが後妻として梶本へ行くことになりました。しかし教祖はそれを許さず、3年たったら戻ってこいと条件を付けます。28のお歌は、明治6年中に書かれており、年が明けると、足掛け3年（5, 6, 7年）になります。そこで教祖は、こかんは3年の約束で貸したのだからと、早く返すよう催促しているのである。

29のお歌は、おはるさんが亡くなる前日に生まれた櫛治郎は、まだ1歳半でよく泣いていたのでしょうか、こかんが困っている様子を、教祖は「神の口説き—神がこかに早くおやしきに戻るように口説いている」と説明しています。このように解釈すると31～33のお歌の解釈も自ずとついてきます。

3号73. 十一に九がなくなりてしんわすれ 正月廿六日をまつ
通説 — 明治20年正月26日に身を隠されることを予言したおうた

【註釈】⇒《73、74、註 このお歌は教祖様が現身をおかくしになることを示されたもので、教祖様御在世中は教祖様を目標として社会の迫害がだんだん激しくなるので、かくては道が遅れるから、教祖様は二十五年の御寿命をお縮めになり姿をおかくし下され、世間の圧迫を少なくして道を弘めるもよう立てをする。それまでに真柱も定まり、かんろだいも建設されるから、皆々の心を澄まして、早く人衆そろえてつとめごしらえに取り掛かるようにせよ、とお諭しになったのである。しかし、当時の人々にはこれが分からず、後日の「おさしづ」によって初めて深い親神様の思召しを悟り得たのであった。（天理教教義及史料集成部編纂『おさしづ』第378頁参照）

さあ／＼正月二十六日と筆に付けて置いて、始め掛けた理を見よ。さあ／＼又正月二十六日より、やしらの扉を開き、世界ろくちに踏み均しに出て始め掛けた理と、さあ／＼取り払うと言われてした理と、二つ合わせて理を聞き分けば、さあ／＼理は鮮やかと分かるやろ、（明治22.3.10）》

3年目の最初の縁日である明治7年正月26日には、「こかんはお屋敷に戻れ」という意味

「十一に九がなくなりて」を素直に読めば、答えは「2」です。このお歌が書かれた状況で「2」という数は、こかんが梶本の家に行った年数と一致します（逆にこのおうたは明治6年中に書かれたと推定できます）。「2」という数字を出すためになぜ「11」と「9」なのかというと、五七調に合うのはこの組み合わせしかないからです（いろいろな組み合わせを試すとわかります）。

「しん(・)わすれ」は、「しんばしら」(3号8, 9参照)という言葉と関連する事ですが、教祖と共に動かれ、その代役を務めていた小寒が中山家から去って行き、その存在が忘れられつつあることを嘆いた言葉でしょう。

その小寒に対して、約束の3年目である明治7年の最初の縁日である正月26日には、教祖のもとにもどり、「たすけ一条」の活動に入ることを期待されているという意味でしょう。

3号73についての従来解釈の問題点－教祖は明治の年号による数え方をしていない

『註釈』には、「註 このお歌は教祖様が現身をおかくしになることを示されたもの」とあって、この「正月26日」とは、明治20年の正月26日を指すと解釈されてきました。

【90歳で身を隠すと言われた後で、百十五歳定命を説く矛盾】

しかし、3号の100には、「このたすけ百十五才ぢよみよと さだめつけたい神の一ぢよ」とあり、また、宮森与三郎さんによると、明治10年代に「百十五才定命のひな形をだすのや、百十五才定命の間は働かにはやらん」と教祖はお話をされており、また「百十五才になったら盃をして隠れる」とも仰せられていたそうです（「みちのとも」大正14年10月号）。73、100のお歌をそのままつなげて考えると、90歳で身を隠すと言われたすぐその後で、百十五歳までは働く、身は隠さないと言われたというおかしなことになります。

また、「十一に九」という数字の解釈として、『通訳』に① $11+9=20$ 。②中山たまへ11歳、教祖90歳の時。③ $11-9=2$ 一桁上がって20。という3例があげられています（『おふでさき通訳(P92)』芹沢茂著.1981）。どれも「明治20年を指」しているのですが、この一つひとつについて検討してみましょう。

① $11+9=20$ 説【教祖は明治の年号を使われなかった】

教祖は、「おふでさき」の中では、明治政府が、陽暦を採用した後でも、陰暦を用いられておられ、また、年数については、

9号24. いまゝでハ三十八ねんいせんから むねのさんねんまこときのどく

15号11. いまゝでも四十三ねんいせんから をやがあらはれはじめかけたで

のように、立教の年から何年という数え方をされており、将来のことは、

1号64. ことしより六十ねんハしいかりと 神のほふにハしかとうけやう

と「ことし」を起点にされており、3号73のみ明治の年号が使われたという解釈は不自然です（この説は、「ほんあづま.118号(P11)」(八島英雄著.1978)参照)。これは、やはり明治20年を指すという③の解釈にも言えることです。

② 中山たまへ11歳、教祖90歳説【たまへは、明治20年には12歳】（教祖は明治20年の時「かぞえ」で90歳です）

この解釈を取っているのは、『おふでさき講義(上田嘉成著.1973)』です。「11というのは明治20年における御母堂様(たまへ)のお年です」というのですが、御母堂様がお生まれになったのは、明治十年新暦2月5日で、陰暦では、9年の12月23日です（『おふでさき講義』P86）。教祖は陰暦を用いられていますから、陰暦で年を数えると、明治20年の陰暦正月26日に、御母堂様のお歳は「かぞえ」で「12」になります。

【明治20年正月26日説は無理】

以上のことから、正月26日＝明治20年正月26日とする説に同意するのは、「おふでさき」を読む限りにおいては、むずかしいというのが私の結論です。

7号65, 72 「このたびのはらみている」は、こかんの子か

明治十年二月五日（陰曆九年十二月二十三日）、たまへが、秀司の一子として平等寺村で生れた。／一七号65、66、72の引用一／
たまへの誕生は、かねてから思召を述べて、待ち望んで居られた処である。教祖は、西尾ゆき等を共として、親しく平等寺村の小東家へ赴かれ、嫡孫の出生を祝った。（『稿本』P136）

『稿本』は、明治10年2月にたまへが生まれたと記し、7号72を引用しています。当然7号に記された「たまへ」の出生であることを指しています。しかし、7号が書かれたのは明治8年陽曆2月から5月の間です（7, 8号の表紙の年月による）。その期間に「このたびのはらみている」子が明治10年2月に生まれたということは2年近く母親のお腹の中にいたことになり、かなり不自然な話です。『註釈』は「予言」であるとし、妊娠時期を曖昧にしているように思えますが、「おふでさき」ははっきりと「このたびの」とし、7号が書かれている時期に妊娠していたと読めることばを記しています。

この疑問は当然起こってくるもので、昭和3年に「おふでさき」が公刊された時に行われた講習会ではその説明が行われています。その内容は、明治8年に生まれたのは男の子で将来的に「御母堂様」になるたまへの兄にあたる人で、この人は夭折したというものです。ただ、この説明には無理があり、当時確実に妊娠していたのはこかんで、「たまへ」とは「こかんのお腹の子」ではないかと思えます。

そのように考えると、80, 81の解釈が容易になってきます。80は「せつなみ」一苦しまないで、楽に生まれる、そのためには81、「月日ゆうよにせねばいかんで」と約束通り「おやしき」に帰ることを求めています。

- 7号65. このたびのはらみているをうちなるわ
なんとをもふてまちているやら
- 〃 66. こればかり人なみやとハをもうなよ
なんでも月日ゑらいをもわく
- 〃 67. このもとハ六ねんいぜんに三月の
十五日よりむかいとりたで
- 〃 72. なわたまへはやくみたいとをもうなら
月日をしへるてゑをしいかり
- 〃 80. これからハをびやたすけもししいかりと
せつなみなしにはやくむまする
- 〃 81. たん／＼と口でなに事ゆうたとて
月日ゆうよにせねばいかんで

『註釈』六五一七二、総註 秀司先生の庶子お秀様は、六年前即ち明治三年三月十五日に出直された。このお秀様の魂は元々深いいんねんがあるので、親神様は早くいんねんある元の屋敷へ生まれ出さしたいと、その魂をしっかりと抱きしめておられたが、時旬の来るのを待って秀司先生の奥様まつゑ様に宿し込まれ、出産せしめられる事を予言せられたものである。こういう深い親神様の意図を知らぬそばな人々は、深い神意の程を知らず、何事かよく分からぬままに軽く聞き流していたのであるが、親神様には、今度生れる子供は女の子である事まで分かってあるから、出産前から「たまへ」という名前まで付けて置かれたのである。これは、親神様のお働きが自由自在である事を実証せられたものである。そして、このような自由自在を見たいと思うならば、親神様の教えられるおつとめの手をしっかりと覚えて勤めてくれよ、と、仰せられたのである。（第一号六一及第三号一一〇註参照。） 9

82	己卯	明治12	1879
<p>秀司幼児出直(智生童子、享年二歳)。 七月末、大阪本田町の井筒梅治郎信仰始。 秋頃、小二階の建築落成す。 陽曆十月十九日<small>(陰曆九月四日)</small>、河内国教興寺村の松村栄治郎妻おさく身上につき、仲田、辻の両名が見舞に赴き、熱心な人々と共に病氣平癒のため願いづとめをしたが、折柄巡回中の巡査に咎められて袴、扇子等を没収され、逃げ残った森田清蔵は柏原分署に拘引された。</p>			
<p>六月、グラント来朝、七月四日参内。 七月、コレラ流行。 八月卅一日、大正天皇御誕生。 九月、教育令を定め、学制を廢した。 *五月、英印軍、アフガニスタンとガンダマック条約を結ぶ。 *十月、第三回、アフガン戦役起る。 九月、ビスマルク、独逸同盟を結ぶ。 エヂソン白熱電燈を發明。</p>			
- 68 -	2019.12.P27	10	

・・・親神様にして見ますと、お秀さんの魂が将来お道の柱石となるべきものでありますから、四年以前の明治三年三月十五日迎ひ取られたが、時旬を待つて、再び因縁ある元の屋敷に生れ返へささうと親神様はそのお魂をしつかりと抱きしめて居られるのでありますから、将来お道の中心になる可き中山家の嫡流としては當然、女の子が生れねばならぬのでありますし、又親神様はさうしようと時旬の来るのを待ちかねて居られるのでありますから、その女の子の配偶者として将来お道の真柱となる可き人を男子に選(えら)まれた所で不思議はないのであります。そこで親神様の自由用を示す一つの証拠として男の子を一度生れさせ、ぢきにそれをお迎ひ取りになったので御座ゐます。それは夭折された御母堂様の兄さんに當らるゝ方で御座ゐますが、これは真柱を迎へるに就て側々の人及び内々の心を一致させるやうに親神様の自由用を御示し下されたので御座ゐます。(「おふでさき講習会録」P62.1928.『みちのとも』昭和3年11月20日号)

『おふでさき講習会録(講義)』にある明治8年に生まれた「夭折された御母堂様のお兄さん」とは、明治12年に亡くなった「智生童子」のこととされています。それは中山家の過去帳で確かめることが出来ます。しかし、この子がいつ生まれたかを示す資料は存在しません。ただ「天理教教祖年譜表稿案」の明治12年の項に「智生童子、享年二歳」とあります。当時秀司の妻であったまつゑは明治10年2月15日にまち(のちに「たまへ」に改名、御母堂様)を出生していますから、そのあと、「智生童子」は明治11年に生まれたと思われれます。では、おふでさき7号が書かれた明治8年2月から8号が書かれる5月までで教祖の周りで妊娠していた女性を探すと、こかんが浮かび上がってきます。「小寒殿は明治八年六月末に至って、流産せられてから病床に親しむ身となられ」(「小寒子略伝」P25)ていたのです。『おふでさき』に記された「たまへ」はこかんのお腹にいた子である可能性が非常に高いのです。

中山家善福寺過去帳

光唯軒明譽顯赫信女	明治八年九月廿七日	小寒子
智生童子	明治十二年七月十四日	秀司子
德樹軒門譽靈岸秀司禪定門	明治十四年四月九日	秀司
寶譽妙樹禪定尼	明治十五年十一月十一日	松枝
(神葬ニテ送リ善福寺ニ葬ル墓所見立テナシ焼香引導ト五重約定ニテ)		

『復元2号』P60

9号5 月日よりやしろとなるを二人とも べつまへだてゝをいてもろたら
—教祖とこかんを日常性を超えた特別な存在とする—

『註釈』⇒《五、六、親神がやしろとしてもらい受けている者を二人とも、別間に置いてもろうたならば、何を願うて来ても、それから先は必ず請け合うて、たすけするから、これから先をしっかりと見ていよ。
註 二人ともは、教祖様とこかん様を指して仰せられている。》

【『おふでさきを学習する』P295.安井幹夫.2016.私家版.(初出「みちのとも」2003.10月号)】

九号にはいると、まず1～3で、おやさまに人間心があるとおもうなど、繰り返し注意を促される。

いまゝではなにをゆうてもにんけんの 心のよふにをもていたれど 九 1

このたびはなにをゆうてもにんけんの 心あるとハさらにをもうな 九 2

どのよふな事でもしかときいてくれ にんけん心さらにまぜんで 九 3

そこで、おやさまが特別な存在であることを目に見えて分からせようとされる。

月日よりやしろとなるを二人とも べつまへだてゝをいてもろたら 九5

と、別間を隔てるという形で、具現化することをいわれた。

ここで「月日よりやしろとなるを二人」といわれるのは、月日がやしろとする二人、という意で、『註釈』によれば、おやさまとこかん様のことを指す。別間は、このお二人の聖性を俗なる空間から区別することによって、その聖性を一段と際立たせるとともに、その場所自体が特別な意味を帯びてくる。たとえば別間で仕込む、あるいは話をするという事になると、それは日常性を超えた特別なこと（普通ではない）と受けとめられるからである。

9号は明治8年陽暦6月から書かれています。「小寒殿は明治八年六月末に至つて、流産せられてから病床に親しむ身となられた」と「小寒子略伝」にあります。「略伝」は小寒の死亡を「9月27日」としているなのでこの6月も陽暦でしょうか。5が書かれたのはまだ流産する前、教祖はこかんが「おやしき」に帰ることを待ち望まれて、帰ってきたならば、「べつまへだてゝ」、「二人の聖性を俗なる空間から区別する」と云われるわけです。教祖は「しんのはしら」としてこかんを受け入れる意向なので、それは当然なことである、「にんけんの 心あるとハさらにをもうな」と周りの人間に求めるのです。

『註釈』には、「この四首(36～39)はこかん様について仰せられたものである。11号25～40総註参照。」とあり、「11号25～40総註」を見ると、おはるの死後、その後妻としてこかんが梶本に行く話が出たが、教祖はそれに反対された。しかし、それに反してこかんは梶本に行き、そこで身上(病気)になって神意を悟り、おやしきに戻ったが、教祖は留守中であり、教祖に会うことなく死亡したと書かれています。『註釈』では、ここにおいてはじめてこかんが後妻に行ったことが出て来るのですが、「3年貸す」の話と、「身上」とは「流産」とその後遺症のことであることは伏せられたままです。これでは、「ことハリ」が何を意味しているのかが分かりません。

36. このたびのなやむところハつらかるふ
あとのところのたのしみをみよ
37. さきよりにせへいゝばいにことハリが
ゆうてあるぞやしやんしてみよ
38. どのよふな事をするにもさきいより
ことわりたゆへかゝるしことや
39. このはなしどふゆう事にをもうかな
月日ぢうよふしらしいゆゑ

【註釈】⇒《11号25—40、総註 明治五年陰暦六月十八日、櫛本の梶本家に嫁いでおられたおはる様（教祖様の第三女）が出直されたが、当時、梶本家には、十五歳を頭に当年生まれにいたるまで五人の子供があつて、手不足勝ちで家事万端に就て種々の困難を感じていられたので、その後妻としておはる様の妹たるこかん様を懇望された。しかし、教祖様は、神意のまにまにこれを承諾されなかつた。というのは、こかん様はちばにいんねんある方であつて、この方をおちばに留め置いて、いつまでも親神様がたすけ一条の上に御用をおさせになる思召だったからである。（本号28—32及69—72註参照）

然るに、側々の勧めもあり、且つその困っておられる有様も、見ているに忍びなかつたので、当時戸主であつた秀司先生及び本人のこかん様も、遂に人情にほだされて、梶本家へ赴かれた。しかし、神意のこう遠は人意を以て計かり難く、その後、明治八年こかん様は身上に重いお手入れを受けられ、益々容態が悪くなったので、ここに初めて神意の厳として動かすべからざるを悟られ、遂に意を決し病を冒して教祖様の許へ帰宅されたが、時あたかもお屋敷の門屋新築の件に関し、教祖様が奈良監獄へ二十六日から三日間御苦勞下されたのを合図立て合いとして、そのお留守中の陰暦八月二十八日三十九才を一期として、遂に出直された。教祖様は、その日監獄からお帰りになってこれを御覧遊ばされ、暫し御愁傷の態であつたが「お前は何処へも行くのやない。せみの技けがらたので、その後妻としておはる様の妹たるこかん様を懇望された。しかし、教祖様は、も同じ事、魂はこの屋敷に留まっている。またこの屋敷に生まれ帰って来るのやで。」と、さながら生ける人に物言う如く微笑やかに仰せられたという。（第九号36—39註参照。）》

『註釈』は11号1について触れていません。『おふでさき通訳』（芹沢茂・道友社・1981）には「突然このように言われるのは、当時の史実に関係あるので、これはこかん様のことである」（P409）とあります。

11号は明治8年陽暦6月から書かれます。9, 10号も6月に書かれているので、11号は6月も末からでしょうか。小寒が流産したのは「小寒子略伝」によれば陽暦6月末、「みのうちさハリ」は妊娠のつわりなのか、流産によるものなのか判断しにくい時期です。ただ、このおうたがこかんについて書かれたことは間違いないでしょう。小寒が流産するかしたかという状況の中で、教祖はなお、こかんがおやしきに帰ることを願い続けてます。

こかん様が身上になられた。「註釈」等によれば、明治五年六月、梶本家に嫁がれていたおはる様が出直された。その年にお生まれになった乳飲み子を含めて五人のお子さんがおられ、家事万端にわたって手不足でお困りになっていた。そこで、妹であるこかん様を後添えに懇望された。しかし、おやさまはそれを諒とされなかったが、たつての願いにより「三年だけやで」とのお言葉から、梶本家へいかれていたのである。

第11号1～4で、／ むなさきへきびしくつかへきたるなら 月日の心せきこみである1 / このさきハ一れつなるにだん／＼と みのうちさハリみなつくである2 / どのよふなさハリについてもあんどぢなよ 月日の心ゑらいをもわく3 / みのうちにさハリについてもめへ／＼の 心それ／＼みなわけるでな4 / と述べられる。こかん様を念頭においてのことであろう。そして「一れつ」に話を及ぼし、身の障りには、月日の「ゑらいをもわく」があることをいわれた。それは教えを伝えていく場面にかかわるので、銘々の心のありようが人切になる。それを見分けていくのであると。つまり、／ 口さきのついしよばかりハいらんもの 心のまこと月日みている11-8 / ののである。神の心に沿っていく真実の心、誠の心になってもらいたい、というのが神の思いである。

このおうたから明らかになることは、目先の追従と心の誠が対比され、それは親神との関係におけることがらだ、ということである。ほこりの教理が人間同士、人間と物との関係において説かれることとは異なる。ほこりは払うべきものと教えられるが、嘘と追従は「これきらい」（12号113）との仰せである。ほこりの教理と嘘、追従が同じレベルで説かれるのを聞くこともあるが、この相違に注意をしておきたい。11～12は、追従についての例、約束を守ろうとしないことに言及された。／ 月日より一どふゆうてをいたなら いつになりてもちがう事なし11 / それしらすそばの心ハたれにても せかいなみなるよふにをもふて12 / と。「一どふゆうてをいた」とは、三年の約束の期限がきていたことを指摘されたのである。まわりの者がその約束を反古にすることは、追従にほかならない。（『おふでさきを学習する』P322.安井幹夫・2016.私家版〈初出「みちのとも」連載〉）

11号13. 「3年貸す」ことを得心せよ

11号13. このたびのなやむところできしんせ みな的心もめゑ／＼心も

『註釈』⇒13. 現在悩んでいる身上についてよく考えてみて、傍々の者も、又、悩んでいる本人も、前々から諭してある親神の話に、間違いのない事を得心せよ。註 本歌は、こかん様の身上について仰せられたものである。

『註釈』は「本歌は、こかん様の身上」のことと記していますが、「前々から諭してある親神の話」の意味についての説明がありません。大正5年発行の『評註御筆先』は「三年年を切つて貸してやる」という話の中身を明示しています。そして教祖は、く16. このたすけどふゆう事にをもうかな 三かめへにハそといでるよふと云われますが、実行されません。

11号13. 小寒子嬢六月よりお障りを受く。これは神の止めるのを無理に梶本家へ子供の世話に行き遂に惣次郎（春子の夫）氏と関係して妊娠した。其の為め妊娠八ヶ月目で中産して遂にお引き取りになった。梶本家へ行く時教祖は、「貸すことの出来ない身体であるけれども今から三年年を切つて貸してやる。三年経つと赤衣を着せて生き神として祀ってやる」、と仰せになった。其の時小寒子嬢はお婆様は面白いことを云うと云つて笑つて行つたが果して三年目に其の通りに死骸に赤衣を着せて祀られる様になった。其れで「月日より一度云うて置いたこと何時になりても違ふことなし」と仰せになったのである。（『評註御筆先』P158.大平隆平.1916(大正5)）

11号59. 「夫婦」とはこかん、梶本惣治郎のこと一秀司、まつゑではない

11号59. ことしから七十ねんハふう／＼とも やまずよはらすくらす事なら

【註釈】⇒《五九、六〇、今年から向う七十年間、夫婦とも病気にもならず老衰もせずして暮らす事が出来たならば、それより以上の楽しみは無いであろうがな。これをば、心から楽しんでるがよい。

註 ふう／＼ともとは、秀司先生夫婦を仰せられたものである。これを以て観ると、当時、教祖様が如何にお二人に対してその心を励まし、且つその心の自覚を促される事の切なものがあつたかを、察知することが出来る。》

秀司は、1821年(文政4年)生で、明治8年(1875)当時55歳です。それから70年という、125歳になります。その妻、まつゑは25歳で70を足すと95歳で、115歳には程遠い。梶本惣治郎は49歳で70を足すと119歳になり、こかんは39歳で109歳になります。115歳常命といわれた教祖の教え(3号100. このたすけ百十五才ぢよみよと さだめつけたい神の一ぢよ)から考えると、ここは秀司、まつゑのことではなく、惣次郎、こかんのことではないでしょうか。二人はすでに夫婦の関係にあることを認めたくて、小寒におやしきに帰れと言ひ、二人が分かれても、ともに幸せに生きて常命を全うできるというお歌なのです。

- 11号25. このたびのなやみているをやまいやと をもているのハこれハちがうで
 26. こればかりやまいなぞとハをもうなよ 月日ぢうよふしらしいゆへ
 27. なにもかもとのよな事もしらすハ さきのをもわくあるからの事
 28. このはなしどふゆう事であるならば さきのよろづハ月日ひきうけ
 29. 月日よりひきうけするとゆうのもな もとのいんねんあるからの事
 30. いんねんもどふゆう事であるならば にんけんはぢめもとのどふぐや
 31. このものに月日よろづのしこみする それでめづらしたすけするのや
 32. この事わ一寸事やとをもうなよ これハにほんのこふきなるのや
 33. あれいんで(※帰る)こらほどなにもすきやかに たすかる事をはやくしりたら
 34. それしらずどふどいなさす(※帰さず)このとこで よふぢよさしてをことをもたで
 35. こんな事はやくしりたる事ならば せつなみもなししんばいもなし
 36. にんげんハあさないものであるからに **月日ゆハれる事をそむいた**
 37. これからハどんな事でも月日にハ もたれつかねばならん事やで
 38. どのよふな事をするにも月日にて もたれていればあふなけハない
 39. このよふなけへこふなるのみちすしを しらすにいたがあとのこふくはい
 40. このさきハどのよな事をゆハれても 月日ゆハれる事ハそむかん

この部分の『註釈』はすでに9-36の説明の時に紹介しています。また、ここまで読んでこられた方ならば、説明を付けなくても、「おふでさき」そのものを読むことで意味も了解されるかと思えます。このような状況の中、明治8年9月25日(陰暦8月26日)にこかんは戸板に乗せられて「おやしき」に帰ってきます。しかし、教祖はこかんと入れ違いに奈良へ出かけてしまい、生きて教祖と会うことはできなかつたのです。

では次に教祖と会えなかつた原因である「明治8年の御苦勞」について考えてみましょう。

明治8年御苦勞の考察

明治24年の記述(橋本清稿)

これは明治8年御苦勞の最初の記述ではないでしょうか。郡役所に提出するために書かれたもので、「明治8年御苦勞」がどういう位置付けになっているのかが分かる資料ではないかと思われます。

明治元年、政府の改革と共に、神祇管領も廃せられ、随而右の辞令も無効に属せり。然れども、信奉するもの、月に増加し、参詣する人、日々間断無かりければ、警官の禁止すること厳なり。秀司氏大に之を患へ、一時口実の為め宿屋業、蒸気湯等を営みたることあり。

明治八年、教祖七拾八歳の時、**故なく人を参詣せしめ、祈禱を成したいとの廉を以て、奈良監獄署に拘留せらるゝ事数日なき。**爾後此故を以て、拘留、或ハ科料に処せらるゝ事、幾回なるを知らず。而かも、教祖ハ聊かも之を苦むの顔色なく、又官吏を敵視するの動作なし。信徒ハ禰々盛大にして、詣者禰々増殖し、帰依するものの赤心、又止むべくもあらず。爰に於て、秀司氏凶りて、明治十三年九月、金剛山慈福寺住職、少講義日暮宥貞を会長に聘し、佛式なる一の教会を開設せり。 (「附天理教会由来略記」『改訂正文遺韻(復刻版)』P134。『復元6号』P88にも出ている)

最初の由来

編者註 以下の六篇中、最初の五篇は、『最初の由来』と表記された一冊の文書に収められてゐる。最後の一篇は後出の『御はなし草稿』中にあるのを、内容上関連があるので、抜翠してここに追録した。何れも、これらの筆録されたのは明治三十年頃と思われる。／ 見出しの数字並びに第二、第四、第六篇の見出しの語句は、編者に於いて便宜上附した。尚文中、註とあるは故人自らの加筆である。用字法は、第四篇が片仮名書であつたのを平仮名に改めた外は、総て草稿のまゝである。仮名の側点は読み易き為に附けたものに過ぎない。

一 最初の由来

此書ハ、明治十九年十二月、本部設立準備運動ノ為、上京シタル今ノ本部員、鴻田、清水、諸井、増野ノ四氏神道本局へ差出サンガ為、東京木挽町ナル某旅舎ノ楼上ニ於テ、嘗テ、承リシ教理ノ手記ヲ取出シ、互ニ、誤無キヲ質シテ、輯録セラレタルモノナリトゾ。本局ニハ、今尚保存セルヤ否ヤ。

附録セル、天理救會由来略記ハ、明治廿四年、群衙(ぐんがー※郡役所)ヨリノ請求ニ応ジ、本部ヨリ差出シタルモノ、写シナリ。草稿者ハ、時ノ本部理事橋本清氏ナリ。

明治三拾年夏 諸井政一 謹写 (「最初の由来」『改訂正文遺韻(復刻版)』P121。『復元6号』P90には山澤為次氏の解説付きで出ている) 16

「天理教会由来略記」 と橋本清

橋本清は幕末の生まれで、明治8年の時にはまだ子供で、「おやしき」ともかかわりはなかったと思われます。ですから、「天理教会由来略記」の内容は他の人の話をまとめたものです。
あまり重要ではないかと思いますが、参考に橋本清と「天理教会由来略記」についての『天理教事典』の記述を載せておきます。

【「天理教会由来略記」】 明治24年（1891）、郡役所の求めに応じて提出した文書。執筆は、時の教会本部理事橋本清。『正文遣韻』、『復元』第6号に全文と若干の解説がある。

教祖（おやさま）誕生から明治21年までの教祖略伝、教会史と言えるが、量的には少ない。内容の主なところを箇条に記せば次のようになる。①教祖御誕生、②御入嫁と御慈悲、③天然痘の預かり児を助ける、④立教、⑤「みかぐらうた」を教えられたこと、⑥教会本部設置問題、⑦教祖御帰幽、⑧1年祭、⑨東京にて教会本部設置、⑩「みかぐらうた」本公刊、⑪教会本部開筵式。

本文書について山澤為次は、「『教祖伝』としてはまだまだ物足りない憾があるが、『御伝』編纂の骨組みを拵えた点において、その時代としては確かに一エポックとなったもの」との評価を下している（『復元』第6号参照）。（『天理教事典第三版』P609. 2018）

【橋本清】 現在の奈良県桜井市大字芝にて生まれる。明治15、16年（1882、1883）頃、丹波市町石上小学校教員であったことから、江戸最末期の出生かと想像される。／ 教員時代、中山真之亮初代真柱と親交があり、明治18年頃には中山家の食客となっていた。弁舌たくみで筆も立つところから、次第に「おやしき」の勤めに従事するようになった。教祖（おやさま）が現身（うつしみ）をかくされたときには小鼓役で「おつとめ」に出ている。

その後、教会本部においては対外折衝役をしたり、祭典も勤めたり、かなり重要視されていた。また、初代真柱の随行として、郡山分教会（明治22年）、河原町分教会（同年）、北分教会（同26年）等へ出張している。／ しかし、私生活においては、遊興にふけることが多く、いつも不平不満をもっていたと伝えられる。あるときは、刀をふり回し、怪我人も出た。

明治30年、前川菊太郎とともに辞職願を教会本部へ提出した。明治32年には、『天理教会の内幕』（警世社）という反天理教文書を出版した。これは内務省にも提出されたので問題は大きくなり、神道本局、内務省の諒解を得るため初代真柱が東京に出張の上答弁した。／ 橋本はこの書の中で、教会は祭典で人を寄せたり踊ったりするところではない、祭場で舞踏をするべきではない等と述べており信仰者になりきれなかった一面が窺える。／ 前川、橋本の辞職事件は、教祖10年祭前後に重なった天理教の「ふし」の一つであった。（『天理教事典第三版』P774. 2018）【※『天理教会の内幕』は、国会図書館、天理図書館とも検索で出てこない。】

明治31年の『稿本 教祖様御傳』では、内容が具体的になってきます。呼び出される対象は教祖と秀司で、秀司は病気ということで辻忠作が代わりに行きます。付き添いとして教祖の娘のお政、村役人の足達も同行しています。留置されたのは「ラ（カ）ン獄」で、期間は教祖は三日、辻は五日です。教祖は出獄した日に、「ヨシ善」という宿の主人と教理の話をしているようです。教祖は『稿本天理教教祖伝』によればこかんが亡くなったので特別には早く帰れることになったのに、「大ニ感ジ」るほどに話す時間があつたのでしょうか。なぜ辻忠作が秀司の代理になったのでしょうか。

(ハ) 明治八年・・・

全年八月二十五日奈良県庁ヨリ呼状到来セリ。其人々ハ教祖様ト養父トニナリ。

翌二十六日教祖様附添トシテ政女、養父病氣ニテ代人トシテ辻忠作出頭セリ。足達ハ役代ニテ同道セリ。時恰モ表通常門普請ノ内造り最中ナリ。而シテ取調所ハラ（カ）ン獄ナリシ。而シテ三日間ラン獄ニテ拘留ナリタリ。時ニ小寒様病氣危篤ニ迫り死去ナリタルニ付、教祖様病氣願差出シニナリタルニヨリ、教祖ハ三日ノ拘留ニテ出獄遊サル。養父代辻忠作ハ五日間県庁留トナリタリ。教祖様出獄ナリシ日、ヨシ善ト云フ宿ニテ、此宿ノ主人ニ誠ノ咄シ十分御聞カシアリタリ。主人タルヨシ善ハ筆口（即ち代書人）ナリ。此ヨシ御咄シテ拝聴シテ大ニ感ジテ其筋ノ人ニ咄シセシニ付、後ノ調ハ飴程柔カニナリタリ。

此裁判ハ十二月 日、教祖様ハ二十五銭ノ科料申渡サル。（教祖病氣中トノ願ニテ日順延ナリシナリ）

（『稿本 教祖様御傳』 初代真柱様. 明治31年作）

（備考）本文中、括弧の箇所、取調の理由は、辻先生手記に見るに如く「多くの人をたぶらかして沢山の金銀とるそうな」と言ふ方が事実合ふと考へられる。

拘留の日は八月廿六日、放免の日は八月廿八日（『復元37号』P171）

参考	中山まさ	1828（文政8）	～1895（明治28）	享年71
	辻忠作	1836（天保7）	～1905（明治38）	享年70

秀司の代わりとして辻が行ったのは「御親類の事」だからとあります。辻の父は、教祖の娘おはるの夫梶本惣次郎の母と兄弟ですから、中山家といくらか縁があるのは確かです。

さて、翌明治八年春より、夏へは何事もござりませんで、秋になりますと、又々、辻様、仲田様、松尾様三名警察へ呼立てられて、説諭になりました。続いて『中山家戸主に出頭せよ』とのさしがみをつけました。

先生は御病気でござりますから、其通り届を致しますと、然らば、親族の重なるものに、老母同道出頭せよ、といふ事になりまして、そこで**辻様が御親類の事**ですから、先生の代りとして、御出に相成り、教祖様にはお政様御供致し、村役足立源四郎付添ひ、出頭相成りますと、すぐに辻様は縣庁へ御止置きとなり、教祖様は監獄へ拘留となりました。

註 此前三十五日御断食、警察より三名呼出、中山家戸主召喚。御断食は御入牢の前なり。

初めて御入監 小寒様九月二十七日死去 そこで、辻様は五日止置かれましたが、教祖様は幾日の見込みやったか、わかりませんが、教祖様御出になると、小寒様御障りとなりまして、三日目に遂に御向ひ取りになりました。そこで其事を届出ましたに付て、憐愍を以て差許すといふ事になり、三日目に教祖様は御帰り遊ばされましたけれども、御末女の小寒様の死目には御会ひなされません。／ 人間なれば、なか／＼悲しくて、くどかず、嘆かずには居られません場合でござります。なれど、教祖様は少しの御悔みもなく、只人を助ける一心のみで、道の為にはどういふ事もあると決心遊ばされてござるから、聊かもお嘆き遊ばされなんださうでござります。実に恐れ入った事ではござりませんか。

信者一々呼出 夫から（※明治8年9月の御苦勞後）又暫く致しますと、辻様、仲田様、松尾様、竜田の勘兵衛様、その外四名斗り、一々呼出しになりまして、信心の様子を取調になりまして申されるには、／ 『多くの人を惑はかし、沢山の金銀奪ひとるさうな。その方は何年信心して居るぞ、定めし割前貰ふたやろ』と叱り付けられたさうでござります。

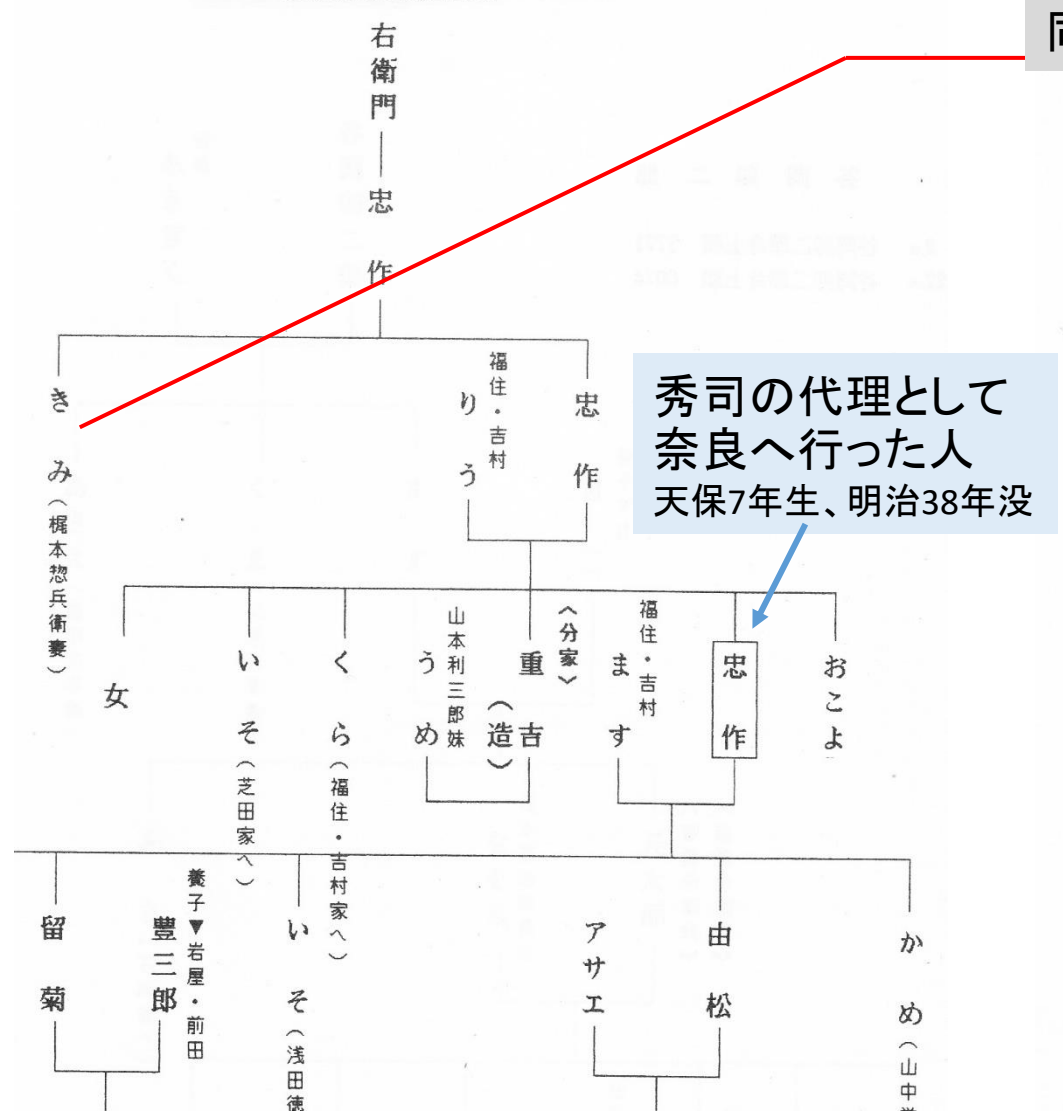
そこで辻様は、『決して左様の事はござりません。信心は十年以来致して居ります。助かった御恩を思ひ、麦なら一升、米なら五合、二期の初秋を供へます。其外何も上げません。又割前なぞとて、一文も貰った覚えはござりません。一度の御飯を済した事はござりません。是から信心やめませう』と答へたさうでござります。そこで、其通り手続書を取られて御帰りになりました。

竜田の勘兵衛様は、二年前から信心しました。病気について参りましたけれども、利益ござりません。竜田の明神へ願をかけて治りましたで、竜田の明神を信心致してみます、と申したさうでござります。其実は、辻様よりも先から信心してられる。又御助けも頂いたのでありますのに、上を恐れて何か悪い事でもした様に、偽りを申上げまして、其の場は宜しいけれども、今日はその何ともござりません。お気の毒な事でござります。（『改訂正文遺韻』2014復刻版.P60.初版昭和12年）

辻忠作の叔母「きみ」は、梶本家の惣兵衛に嫁ぎ、教祖の娘、「はる」の夫惣治郎の母で、忠作と惣治郎はいとこになります。

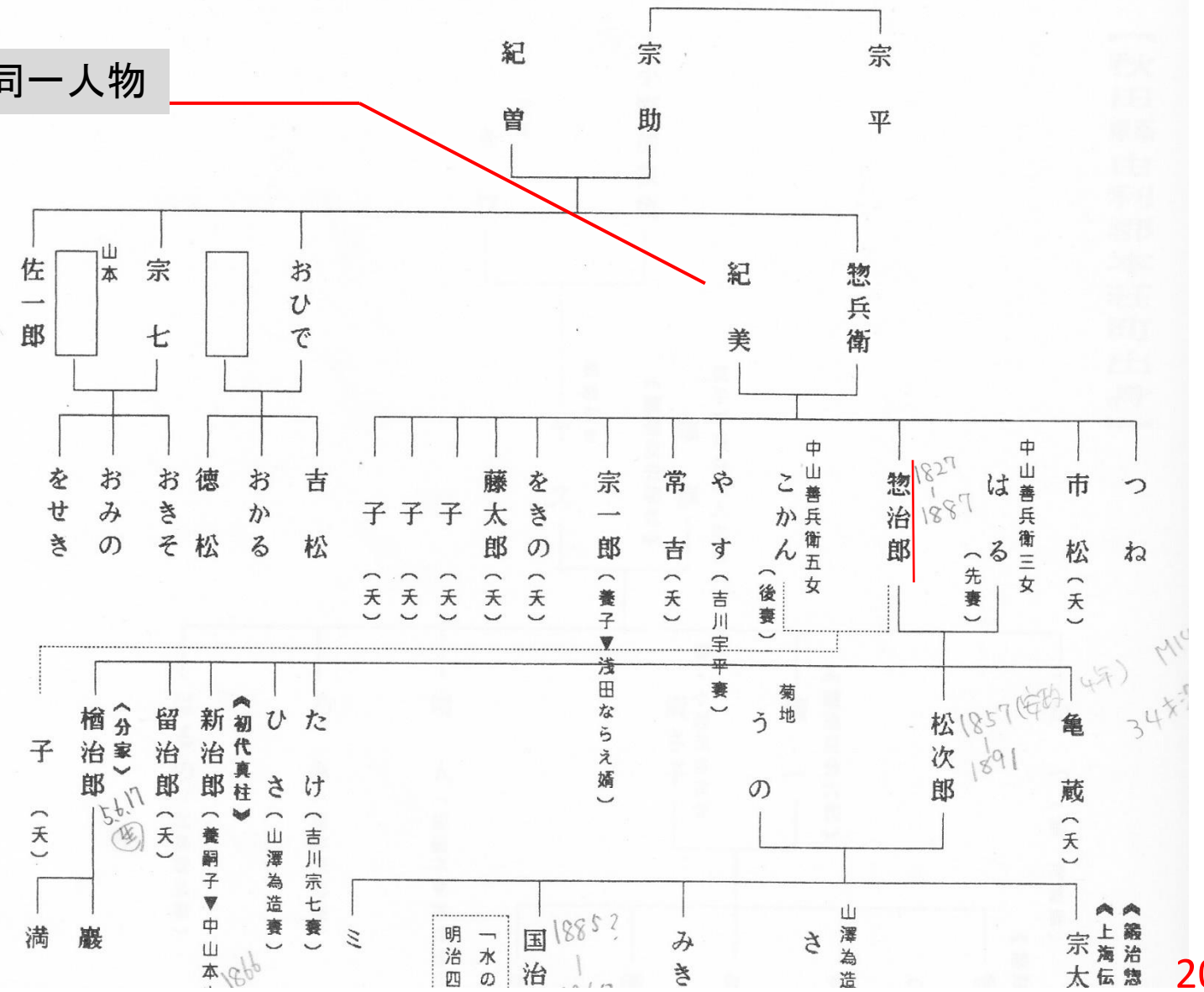
28. 梶本家<本家> (鍛冶惣)

59. 辻家



秀司の代理として
奈良へ行った人
天保7年生、明治38年没

同一人物



『正文遺韻』には、「辻様が御親類の事ですから、先生の代りとして、御出に相成り」とあることからどの程度の親類なのかを調べたところ、忠作の父の妹が梶本惣治郎の母であり、惣治郎の妻が教祖の娘、「はる」であるという関係になります。忠作と惣治郎はいとこで、惣治郎の妻が中山家の出ということです。ただ、今の民法では、親族とは「6親等内の血族及び3親等内の姻族」で、いとこの配偶者は「4親等の姻族」で「はる」と忠作は親族ではありません。まして「はる」の兄である秀司とは親族ではありません。

「辻忠作手記」

教祖と一緒に奈良へ行った辻忠作の手記ですが、他の記事と比べて行った本人のものという特徴はあまりないように感じます。

考一 明治八年の拘留に就て

(イ) それより小寒様わずらひとなりたが、兼ねて教祖様は「もう一度こわい處へ連れて行く案じな。」と仰ありしに、其秋頃に中田、辻、松尾三人奈良県へ呼び出しになりその時より、一年前より今の右門普請にかゝり居りましたが、内造りの最中、右呼出しとなりまして、「普請はどこから出来たか、其方等よりて出したか」と尋ねしに付 / 「中山内よりしられた」と答へました。三人に色々尋ねて后中山氏家内に来いと言ひ、先生病と言ひて代りとして教祖様とお政様、辻と村の足達氏附添へとして出ましたが、お政様に向て「お前は何處の者か」と言ふたが「内の者や」と御答へなされ、萬事答へ、返事出来ずして、しかりて出しました。親様に向ひ、「多くの人をたぶらかして沢山の金銀とるそうな」と言ひ、辻に向ひ、「其方も分け前貰たか」と言ふたに「助けてもろうた札に弁当持て信心して居ります。分け前は貰はん。九億九萬九千九百九十九年世界へ知らせたいと神様が仰あります。」と答へました。

それより五日県庁止となり、教祖様は監獄へ入れましたが其間に小寒さん迎ひ取りとなり、それ故願て三日目に教祖様おかへりなされました。その時辻口書にて助もろうた御恩に米三合麦五合を初穂として十年余の信心。

「辻忠作手記」 (『復元37号』P170)

「梅谷四郎兵衛手記」(『復元37号』P171)とほぼ同じです。梅谷氏がこの「天理教教祖御略伝」を写したものでしょうか。内容は31年作の『稿本 教祖様御傳』と大体同じで、「教祖が政府の關涉を蒙り、法律の制裁を受られしハ之を以て最初とす」とあります。教祖帰宅後に小寒が亡くなったとあります。宇田川文海は元大阪朝日新聞の記者で、一派独立の要員(『みちのとも』の紙面刷新のため)として明治30年代初めに本部に招かれました。

教祖にハ御齡と共に御徳も御名もいよ／＼高く世に聞えわたり、其御徳を慕ひ其御名を仰ぎ、道を問ひ、助を請ふ者漸く門前市と成すに至りけるが、奈良懸廳にて之を容易ならぬ事に認め、明治八年八月廿六日を以て、教祖と當主中山秀司殿の兩名を召喚さる、教祖の附添として長女政子、折柄秀司殿病気につき代人として辻忠作殿出頭せらる、奈良縣監獄署にて種々取調の末、教祖ハ三日間の拘留、忠作殿ハ五日間の留置に所せらる、教祖が政府の關涉を蒙り、法律の制裁を受られしハ之を以て最初とす。

教祖拘留放免帰宅の後、五女小寒殿永き眠りに就れ、又十四年陰曆三月十日を以て、戸主中山秀司殿永き眠りに就れ、又十五年教祖奈良縣監獄署拘留中、秀司殿の妻女松枝殿、永き眠に就る、教祖には此く屢々一家の不幸に逢ひたまへども、皆是大神の迎取りたまふ所なりとて、晏然(※あんぜん)として毫(すこし)も御悲嘆の色を動したまふことなかりき。(「天理教教祖御略伝」宇田川文海. 明治33年. 『復元35号』P46)

(ロ) 明治八年八月廿六日、奈良縣廳より教祖と當主中山秀司殿の兩名を召喚さる。教祖の附添として長女政子、折柄秀司殿病気につき代人として辻忠作殿出頭せらる。奈良縣監獄署にて種々取調の末、教祖は三日間の拘留、忠作殿は五日間の留置に處せらる。教祖が政府の關涉を蒙り法律の制裁を受けられしは之を以て最初とす。

「梅谷四郎兵衛手記」(『復元37号』P171)

(※梅谷四郎兵衛は明治14年入信. 1847~1919 <大正8>)

紙用部本會教理天

右さされて、具此符を携て玉の可き想、早
 く海へりておいと申し、遊右さるに悲し
 状表、現れざりし
 小寒様ハ明治八年八月二十日死去
 ○明治十年、古祖八十文の件、四月二日、
 波市村の事務所より澤田兼太郎さん
 取調へのたの出張せられ、神前を附けたて
 封印をして、及び、おき、秀治様は早業寺
 村、東政太郎方、ありて不在ありし
 今、年四月九日、本、亦、召

紙用部本會教理天

た、わ、廿、六、日、阻、様、病、氣、致、を、差、出、し、な、り
 た、わ、廿、六、日、出、獄、遊、は、さ、る、秀、治、様、代、過、忠、作
 ハ、五、日、向、早、廳、留、ま、り、た、り、古、祖、様、出、獄
 ありし日、堀、虎、と、云、ふ、宿、に、ヨ、リ、宿、の、主
 人、ニ、お、言、を、仰、言、し、あり、た、り、此、人、大、感、心、し
 堀、虎、は、宿、に、お、言、し、具、前、の、人、ニ、お、言、した、り、其
 後、の、調、へ、ハ、餘、程、柔、か、ち、り、たり、此、裁、判、ハ、十
 二月、ニ、古、祖、様、ハ、廿、九、日、の、科、料、申、渡、され
 た、り、古、祖、様、病、氣、中、に、
 古、祖、様、小、寒、様、の、御、死去、の、件、を、仰、覽、遊

紙用部本會教理天

○明治八年八月二十日、古祖様七十八、
 本、良、身、殿、より、古、祖、様、と、秀、治、様、と、呼
 状、列、着、せ、り
 ○翌、二十、六、日、教、祖、様、附、添、と、して、政、友、秀、治
 様、病、氣、を、越、忠、作、代、人、と、志、て、出、頭、せ、り
 是、津、源、助、郎、氏、ハ、役、代、と、して、同、道、せ、り、時
 恰、し、表、面、常、門、普、法、の、内、作、り、最、中、な
 り、而、し、て、取、調、所、ハ、う、じ、一、強、硬、な、り、し
 古、祖、様、ハ、三、日、向、早、廳、留、ま、り、た、り、
 九、時、小、寒、様、病、氣、危、篤、に、迫、り、死、去、な、り

小寒様のお出直（明治八年）

明治八年八月廿五日、教祖様七十八歳のとき、奈良縣廳より教祖様と秀司様と呼状到着せり。

奮の廿六日には、神様の命日として参拝者が多く寄って来る日であります。その日を目標に教祖様の召喚が繰返されたと聞いてゐますが、これもその一例なのであります。

翌二十六日教祖様附添として政女、秀司様病氣にて辻忠作代人として出頭せり。足達源四郎氏は役代として同道せり。時恰も表通用門普請の内作り最中なり。

教祖様には長女の政大叔母をつれてお出かけになりました。秀司祖父は風邪か何かで出かけられなかつたので、辻忠作さんが代理として出かけたのであります。召喚に代人と云へば一寸變に思はれますが、それ以上わかりません。或は目的は教祖様で、戸主といふ意味で祖父様も召喚されてゐたのかも知れません。それに何のために召喚状が発せられたのか、直接の動機と思はれるものもわかりませんが、或はその年より、赤衣を常用されてゐるのが問題になつたのではないかと思はれます。兎に角辻さんが代理となつて出かけたのであります。而して村役をつとめてゐた關係で、兄（※ママ）達源四郎さんも同行してゐるのであります。／ 足達源四郎さんと云へば、知らない人もあるかも知れませんが、幼少の頃、黒疱瘡事件の時、お助け頂いた照之丞さんの後年の名なのであります。

表通用門とはその後教祖様も御住居になつた、今日中南の門と云つてゐる門の事です。

◎ 「教祖様の召喚が繰返された」とありますが、明治8年旧8月以前はそのような事例は見られないので、この時が最初ではないかと思ひます。

◎ 秀司の代理としてなぜ辻忠作が行つたのか、『正文遺韻』にある秀司と辻が親類だからというのはかなり無理があります。

◎ 官憲が召喚状を出す理由が分からないとあります。そのためか、表通用門の普請の事が理由かのように書かれています。

取調所は断獄なりし。教祖様は三日間断獄ニテ留置なりたり。

その頃縣廳内にて廳訟課なるものあり、その下に断獄係が居って取調べに當り、然る後に監獄に下したと云はれますが、これは今日の何に當るのかその邊は知りませんが、教祖様達は此係の取調べをうけられたのであります。／併し、前年、山村御殿へ召出しの時には、氏神の大宮司が立會つてゐます。所が今回は村役にある源四郎さんが附添つてゐるのです。前回は縣の社寺掛が取調べに當つてゐるのですが、今度は断獄で取調べてゐます。これ等を思ひ合せてみます時に、此取調べは前回とは多少趣を異にしてゐるものと思はれるのであります。しかも三日も留置されてゐるのでありますから。

此時小寒様病氣危篤に迫り死去なりたるに付、教祖様病氣願を差出し二なりたるにより、出獄遊ばされ、秀司様代辻忠作ハ五日間、縣廳留となりたり。此前より小寒様は身上面白からず、櫟本に養生してゐられたが、終に庄屋敷に歸つてやすんでゐられたのでしたが、此御苦勞最中舊八月二十八日に遂に獨り出直しされたのであります。／此事を留置中に聞かれた教祖様の胸中は如何でありましたらう。人間心を以て忖度するは畏（おそれお）い事ではありますが、常にわが身の近くにおき、「若い神様」として御用を手傳はされてゐられたので御座いますから、仮令教祖様のお胸にはかゝる結果を見透しておいでになつたにしろ、お側の者達に取っては、御老母教祖様に對して御挨拶申す言葉もなかつた事と思はれます。／早速、教祖様に歸つて頂く手續を取られました。それが教祖様の病氣願ひとつとなつたものと存ぜられます。而して許されて出獄されたのであります。辻さんは五日間の縣廳留と申す判決（？）をうけたのであります。

- ◎ 「縣廳内にて廳訟課なるものあり、その下に断獄係が居って取調べに當り、然る後に監獄に下した」とありますが、本当にそのような部署があつたのでしょうか。31年本では「ラン獄」になっていたりして非常にあいまいです。
- ◎ 村役が同行していることに疑問を呈しています。また三日間の留置も疑問です。
- ◎ こかんが「お屋敷」に戻る前に教祖は召喚され、小寒が亡くなったあとに教祖は『おやしき』に戻つたわけです。二人は会話を交わす機会はなかつたのです。

教祖様出獄なりし日、堺虎といふ宿にて(ヨシ善といふ人もあり)宿の主人に教理をお話ありたり。此人大に感心し其筋の人に咄したるにより、其後は取調ハ余程柔かになりたり(堺虎ゴク宿にて代書をなせし人)

此様子では、今日の保釈の様な形で出獄されたのではないかと思はれます。而してその夜お泊りになった郷宿堺虎の主人に教理をお話され、大いに感銘をおあたへになつたのであります。郷宿とは訴人等の泊りまする宿とかです。／ 感銘した堺虎主人は、代書もし又郷宿の性質上断獄係の人とも知り合ひであつたと見え、自分の感銘をお上の方々に話したので、其後の取調べの態度はいくらかいたはる様子が見えたのでせう、「柔かくなった」と書かれてあります。

此の裁判は十二月二教祖様二ハ弐拾五銭の科料申渡されたり。(教祖様病氣中トノ事ニテ日延ベニナリタルナリ)

かくて教祖様が病氣願ひにて出獄されたのでありますから、その病気が延引してゐる様な形で、判決がおくれてゐましたが、十二月に入ってから「二十五銭の科料」との申渡しが云ひわたされました。

教祖様、小寒様の御死去の體を御覧遊ばされ、其死體を撫で給ひ、可愛想に、早く帰へりておいでと申し遊ばされ、御悲しみの状、表ニ現ハれざりし。小寒様は明治八年八月廿八日死去。

教祖様おかへりになり、お出直し後の小寒様と最後の御對面になつたのであります。悲しさうな表情は少しもされずに、「可愛想に早く帰つておいで」と小寒様のおからだをお撫でになりました。かくて小寒様は明治八年舊八月廿八日(新九月廿九日)御年三十九歳にてお出直しになりました。教祖様の御末子と生れられ、生活の最も苦しい御頃を、教祖様をたすけてお通りあつたのであります。後年、人間思案に曳かれて、教祖様がおとめになつたに不拘(かかわらず)、櫟本の梶本へおいでになりました。が、終には此お出直しとなつたのであります。而して此事について、親神様の思召がどうであつたかは、おふでさきの中でも、種々とお教へ頂いてゐるのであります。

◎ 教祖が出獄した日は宿に泊まったようになっていますが、小寒が亡くなったことを知っていれば、すぐにも帰りたかつたはずで、奈良から「お屋敷」までは10kmほどで、人力車で2時間もあれば戻れたでしょう。なぜ泊まったのか疑問です。釈放されたのが夕方で夜道を帰ることはできなかったのでしょうか。

また、釈放されたのに、「其後は取調ハ余程柔かになりたり」というのも腑に落ちません。

◎ 12月に科料の申し渡しがあつたとありますが、何の罪が問われたのか分かりません。

教祖がこかんにかけた最後の言葉、「これが判らなかつたのか」

実は、この時の事（※こかん最期の場面）につきまして、私か修養科の専任講師になりましたときに、相棒としまして、水口の藤橋大教会長さんと田川勇生野大教会長さんと、それから仲田武彦本部員さんと（仲田さんは櫛本で拷問を受けた人の子孫です。今、真柱さんの弟さんを養子になさっている方です）、修養科改革を命ぜられたのです。／ その時に、修養科には前からの准員さんもいます。／ 新たに改革のために投入された准員さんはその三人だったのですが、そこにまだ教会長でもないのに私が専任で入っていたのです。そこに藤田善三郎さんという人がいました。この方は直属分教会長で准員なのです。生野大教会と同じ兵庫県の直属教会長さんです。／ その藤田善三郎さんが、この教祖伝の場面につきまして、私ら皆、修養科の専任で、一期講師を指導すべき立場の人ばかりのところ、藤田善三郎さん曰く、このこかんさんの場面は、私はその場にいた人の子孫から、このように聞いています。それはこの田川先生、生野の大教会長さんのおばあさんに当たられる方から聞いています。

「この時、こかんさんが亡くなったというのでその場に居ました。まだ使っていない門屋に、こかんさんは横たわっていました。」／ そこへ、教祖は捕えられていたわけではありません。県庁の取調べで、通うわけにいかないから郷宿に泊まっていたのです。人力車で駆けつければ、一時間もかからないで来るわけです。教祖は「早く帰っておいで」などと言うはずはありません。／ 「教祖はこかんさんのそばに行くなり、ひたいを人差指がめり込むほど強く押して、『これが判らなかつたのか』とおっしゃった。そして、その後で『苦勞かけたな』とおっしゃった。その万感こめた一言で、その場に居る人たちは、こかんさんがどんな思いで教祖の傍で教えを説いていたか、を思い出し胸がつまったのです。」（『ほんあづま431号』P23. 八島英雄. 2005）

田川勇大教会長のおばあさんは、生野初代、寅吉の妻「とみ」です。寅吉は明治21年に19歳だったので、「とみ」も同年だったとすると、明治8年にはまだ6歳ですから、その場に立ち会っていたとしてもこのように記憶できたかどうか疑問です。ただ、より大きくなって他のその場にいた人からその状況の説明を受け、自分が見たことと重ね合わせてまわりの人に語り聞かせたのかもしれませんが。八島氏はここでの教祖の言葉を『中山みき研究ノート』（P188）にも記しています。『稿本』にある「可哀相に、早く帰っておいで。」とはかなり違って、死に至る状況から考えると、「とみ」が伝える言葉の方が実際に近いのではないのでしょうか。

教祖御苦勞の回数への疑問、県庁の取調べなら公事宿に泊まっていたはず

『稿本天理教教祖伝』では十七、八回も教祖が御苦勞になっていますが、教会本部修養科で講義する人間は、十七、八回という曖昧な表現を何故本部が使うのだ、警察で捕らえられたのならはっきりしているはず、と思ったのです。／ ところが十七、八回という線がどうしてもはっきりしないのです。だんだん調べて行きましたら、実際に逮捕されたのは五、六回としか考えられないのです。／ 第一回の逮捕でも、何となしに教祖は明治の初めから逮捕されたような話になっているのです。極端なのは、山村御殿に行った時、県庁の宗教に対する取調べというような話ではなく、教祖が逮捕されたような話になってしまっているのです。／ 『稿本天理教教祖伝』の表現でも、これはと思うのは、こかんさんが身上で亡くなる時、御苦勞中の教祖が特に許しを得て帰ってきたと書いてあるのです。／ ところが事實は、あの時はまだ逮捕されてないのです。／ やはり中山みきの説く神とはいったいどういう神なのか、と言われまして、県庁に行って答弁するために、今みたいに十分間で、自動車で行くわけにまいませんので、県庁のすぐ近くにあった郷宿、江戸辺りでは公事宿と呼ばれている、大抵は公事宿の主は代書屋も兼ねているのですが、県庁とか警察の代書屋もつとめるような旅館に泊まっていたのを、急いで人力車に乗って帰って来たので、特別に許しを得る必要もないのに、あたかもすでに警察に捕らえられたように話しているのです。（『ほんあづま441号』八島英雄.P19.2005）

防府大教会長を長く勤められた方の話では、奈良監獄の前に一文字屋という墨屋があって、そこは代書屋のようなこともしており、監獄署の署長などと通じていたらしい。その主人の話として、監獄署の署長が言うには、26日前後に教団幹部が「拝み祈禱をしているとか、金を巻き上げている」といった理由で教祖を取り調べてほしい(預かってほしい)といったことがあったとのこと。『稿本』などでは、26日前後に警察が来て警察が拘引していったということになっているのですが、この主人の話では教団幹部が警察に頼んでいるらしいのです。これでは、本当の「御苦勞」には該当しないので、それで回数があいまいになっているということになります。

丹波市分署があったその近くの吉川という家には、教祖が警察の取り調べで来た時には、家の離れに自由に出入りし、また泊まっていたという話が伝えられているそうです。教祖の御苦勞というと、明治19年の櫛本分署の時のように非常に厳しい状況を想像しますが、ある時期まではだいぶ様相が違っていたようです。

「明治8年の御苦勞」については、「警察文書」といった公的な記録は何も残っていません。教内の文書もほとんどが明治8年当時のことを知らない人によって書かれています。また辻忠作のように当事者であった人の記録も、他の文書とたいして違わない内容です。

明治8年陰暦8月26日前後の動きというのは、奈良監獄近くの公事宿や丹波市の吉川家に泊まるような事例の最初ではなかったかという気がします。「月日ゆハれる事をそむいた」人々がとった最後の対応策であり、また、その子孫たちによる真実隠蔽の最終的な文書が冒頭に示した『稿本』の記述と云えるのかもしれませんが。